

議会運営委員会次第

令和8年3月19日
議会運営委員会室

1 開 会

※ 議長あいさつ

2 協議事項

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 議員発議案について | 資料1 |
| (2) 本日の本会議の議事順序について | 資料2 |

3 その他

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 2月定例会のテレビ放送について | 資料3 |
| (2) その他 | |

4 閉 会

資料 1

令和8年3月19日

宮崎県議会議長 外山 衛 殿

提出者 議会運営委員長 日高 博之

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

(理由)

女性議員がより働きやすい議会とするため、「産前期間」に係る欠席届の対象を現行の「6週間」から「8週間」に改正を行う必要がある。

議員発議案第2号

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

(理由)

上記のことについて、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を提出する必要がある。

議員発議案第3号

非核三原則の堅持を求める意見書

(理由)

上記のことについて、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を提出する必要がある。

議員発議案第1号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(出席又は欠席の届出)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の<u>6週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>	<p>(出席又は欠席の届出)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の<u>8週間</u>（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患である。平成28年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいる。

労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）では障害等級12級の認定が多く行われているが、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘がある。

また、自賠責保険では、後遺障害の等級を審査した際の資料も非開示であり、審査過程が不透明であることに加え、高次脳機能障害の等級審査とは異なり、専門医等による審査の仕組みが整備されていない。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められる。

よって、国においては、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に発揮されるよう、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続きとして、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同じように、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを構築すること。
- 2 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月19日

宮崎県議会

衆議院議長	森英介殿
参議院議長	関口昌一殿
内閣総理大臣	高市早苗殿
総務大臣	林芳正殿
厚生労働大臣	上野賢一郎殿
国土交通大臣	金子恭之殿
内閣官房長官	木原稔殿

議員発議案第3号

非核三原則の堅持を求める意見書

唯一の戦争被爆国である我が国は、核兵器の惨禍を二度と繰り返さないとの決意のもと、平和国家としての歩みを進めてきた。

我が国は、昭和42年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46年に国会決議として確認された「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を国是として堅持してきた。この原則は、我が国の安全保障政策の根幹であると同時に、国際社会に対する平和国家日本の信頼の礎である。

よって、国におかれては、核兵器のない世界の実現に向けた外交努力を一層強化するとともに、我が国の国是である非核三原則を将来にわたり堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月19日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	森 英 介 殿
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	高 市 早 苗 殿
外 務 大 臣	茂 木 敏 充 殿
防 衛 大 臣	小 泉 進 次 郎 殿
内 閣 官 房 長 官	木 原 稔 殿

本日の本会議の議事順序（案）

令和8年3月19日

1 開 議

2 常任委員長の審査結果報告、採決（令和8年度当初予算関係議案及び請願）

(1) 常任委員長の審査結果報告

- ・総務政策常任委員会 佐藤 雅洋 委員長
 - ・厚生常任委員会 重松 幸次郎 委員長
 - ・商工建設常任委員会 内田 理佐 委員長
 - ・環境農林水産常任委員会 川 添 博 委員長
 - ・文教警察企業常任委員会 荒 神 稔 委員長
- ※ 質疑 通告なし

(2) 討論（1人10分以内）

[通告者] 前屋敷 恵美 議員

(3) 採決

① 議案

- ・議案第1号 ----- 起立採決
- ・議案第33号 ----- 起立採決
- ・議案第4号、第20号、第30号 ----- 一括起立採決
- ・議案第2号、第3号、第5号～第19号、
第21号～第29号、第31号、第32号、
第34号～第44号 ----- 一括簡易採決

② 請願

- ・請願第19号（不採択） ----- 起立採決

③ 閉会中の継続審査・調査

- ・総務政策常任委員会
（総合政策及び行財政対策に関する調査）
 - ・厚生常任委員会
（福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査）
 - ・商工建設常任委員会
（商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査）
 - ・環境農林水産常任委員会
（環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査）
 - ・文教警察企業常任委員会
（教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査）
 - ・議会運営委員会
（次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査）
- 一括簡易採決

3 特別委員長の調査結果報告

・南海トラフ対策特別委員会 福田 新一 委員長

・外国人材確保・雇用対策特別委員会 本田 利弘 委員長

※ 質疑 通告なし

4 議員発議案追加上程・採決（議員発議案第1号～第3号）

(1) 説明 ----- 省 _____ 略

※ 質疑・討論 通告なし

(2) 採決 ----- 一括簡易採決

5 閉 会

2月定例会のテレビ放送について

テレビ宮崎（UMK）により、次のとおり放送します。

放送日時	主な内容	
3月21日(土) 午前10時30分 ～ 午前11時	開 会	【2/20(金)】 議案上程 知事提案理由説明
	代表質問	【1日目 2/27(金)】 ・宮崎県議会自由民主党 坂口 博美 議員 ・宮崎県議会自由民主党 安田 厚生 議員
		【2日目 3/2(月)】 ・公明党宮崎県議団 工藤 隆久 議員 ・県民連合立憲 松本 哲也 議員
3月28日(土) 午後4時30分 ～ 午後5時	本会議	【3/5(木)】 一般質問 議案・請願委員会付託
	常 任 委員会	【3/6(金)～3/9(月)】 常任委員会審査(補正)
	本会議	【3/10(火)】 常任委員長審査結果報告(補正) 議案採決
	常 任 委員会	【3/11(水)～3/16(月)】 常任委員会審査(当初)
	閉 会	【3/19(木)】 常任委員長審査結果報告(当初) 議案採決 特別委員長調査結果報告
		【3/19(木)】 議長定例記者会見